

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		高額医療合算介護サービス費等の支給
根拠条例・規則名		さいたま市介護保険条例施行規則
条 項		第 2 2 条 の 2
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1264)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	世帯内に介護保険制度における要介護・要支援認定で要支援1・2又は要介護1～5のいずれかである方がいて、以下の要件を満たすこと。 国民健康保険同士など同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、一定の上限額を超えたとき。
	設定等年月日	平成 2 1 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	月ごとに申請があったものを審査し、一括決定支給を行う。
	設定等年月日	平成 2 1 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		